

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校教職員等の利益相反マネジメント
規程

令和4年3月31日

規程第96号

(目的)

第1条 この規程は、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「大学等」という。）の教職員等が、大阪公立大学産学官連携ポリシー、大学等知的財産ポリシー及び大学等利益相反マネジメントポリシーに基づき、産学官連携活動をはじめ、その他の社会貢献活動を行う際に生じる利益相反を適正に管理することを目的に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「利益相反」とは、次に掲げる状態をいう。

(1) 教職員等が産学官連携活動に伴って企業又は営利を目的とする団体等（以下「企業等」という。）から得る個人的な経済的利益と教職員等の教育・研究という大学等における職務遂行責任とが相反している状態

(2) 教職員等が産学官連携活動に伴う職務遂行責任と教育・研究という大学等における職務遂行責任とが両立しえない状態

(3) 大学等又は部局等が得る利益と大学等又は部局等の社会的責任とが相反している状態

2 この規程において「産学官連携活動」とは、大学等と企業等との間で行う技術移転、共同研究、受託研究及び教育研究奨励寄附金の受け入れ並びに施設等の利用の提供及び物品の購入等又は教職員等が企業等で行う兼業活動等のことをいう。

3 この規程において「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 公立大学法人大阪教職員就業規則第2条に定める教職員

(2) 大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則第2条に定める職員

(3) 大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則第2条に定める教職員

(4) 公立大学法人大阪教職員就業規則第3条第3項各号に定める教職員

(5) 大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則第3条第3項各号に定める職員

(6) 大阪公立大学工業高等専門学校職務限定職員就業規則第2条に定める職務限定職員

(7) 大阪公立大学工業高等専門学校有期雇用教職員就業規則第2条に定める有期雇用教職員

(8) 大阪公立大学工業高等専門学校無期雇用教職員就業規則第2条に定める無期雇用教

職員

- (9) 公立大学法人大阪に勤務する役員
- (10) その他第4条に規定する委員会又は地区委員会が指定する者

4 部局等とは、各研究科、国際基幹教育機構、研究推進機構及び医学部附属病院をいう。
(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、教職員等が次に掲げる活動を行う場合を対象として行うものとする。

- (1) 産学官連携活動に係る企業等から研究費等を受け入れている場合
- (2) 産学官連携活動に係る企業等から給与、原稿料等の収入又は物品、設備の提供等の便益の供与により個人的な経済的利益を得る場合
- (3) 産学官連携活動に係る企業等から公開・未公開を問わず、株式、出資金、新株予約権及び受益権等の個人的な経済的利益を得る場合
- (4) 産学官連携活動に係る企業等に対して、大学等の施設等の利用を提供し、又は企業等から物品を購入する場合
- (5) 関係法令及び関係省庁・学会等の指針等において、利益相反の適切な管理を求めている研究を実施している場合又は実施する予定がある場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、研究活動に関し、外部から何らかの便益の供与を受けている、又は供与を受けることが想定される場合

2 前項に規定するもののほか、前項各号に掲げる場合等に関連し、大学等又は部局等が組織として利益を得る場合は、利益相反マネジメントを行うものとする。

3 臨床研究法（平成29年法律第16号）の対象となる研究の利益相反管理については、同法の定めに準じるものとする。

(委員会)

第4条 利益相反を適切にマネジメントするため、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃に関する事項
- (2) 利益相反から生じる課題に対する対応策に関する事項
- (3) 外部からの利益相反の指摘に係る対応に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利益相反に係る重要事項

3 委員会の下に、中百舌鳥・杉本地区利益相反マネジメント委員会及び阿倍野地区利益相

反マネジメント委員会（以下「地区委員会」という。）を設置する。

4 地区委員会に関して必要な事項は、別に定める。

（委員会の組織）

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 利益相反を担当する副学長
- (2) 産学官共創・知財を担当する副学長
- (3) 地区委員会委員長又は副委員長
- (4) 利益相反を担当する副学長が委嘱する学外の有識者若干名
- (5) その他利益相反を担当する副学長が必要と認めた者

2 委員長は、利益相反を担当する副学長を持って充てる。

3 副委員長は、産学官共創・知財を担当する副学長を持って充てる。

4 委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代行する。

（委員会の開催）

第6条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は委員長が決するところによる。

4 委員長、副委員長、委員は、自己に関する事項については、審議に加わることができない。ただし、委員会の同意を得たときは、この限りでない。

5 委員長は、必要に応じて、委員会での審議結果等について大阪公立大学長及び大阪公立大学工業高等専門学校校長に報告するものとする。

（自己申告等）

第7条 第3条第1項に規定する利益相反マネジメントの対象となる教職員等は、地区委員会に自己申告を行わなければならない。

2 第3条第2項に規定する利益相反マネジメントの対象となる大学等又は部局等の長は、委員会に自己申告を行わなければならない。

3 教職員等は、委員会及び地区委員会が行う調査等に協力するものとする。

（秘密保持）

第8条 委員会及び地区委員会に関与する者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

（事務）

第9条 委員会の事務は、本部事務機構学術研究支援部研究推進課において行う。

(アドバイザー)

第10条 大学等に、委員会の諮問に応ずるため、利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

- 2 アドバイザーは、利益相反マネジメントに関し専門的知識を有する者のうちから大阪公立大学長が委嘱する。
- 3 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 アドバイザーは、再任を妨げない。
- 5 アドバイザーは、委員会の委員長の求めに応じ、利益相反に関する専門的見地からのアドバイスを行う。

(研修等)

第11条 委員会は、新任教員研修をはじめとする各種研修会等の場において、教職員等が利益相反の問題に対して適切に対処するために必要な研修を行うものとする。

(専門部会)

第12条 委員長は、委員会に関する専門の事項を調査し、又は審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に関する事項は、委員会が別に定める。

(雑則)

第13条 第7条に定める利益相反マネジメントの自己申告に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までになされた自己申告及び調査等について、これらに関する必要な手続きその他の行為のうち、施行日の前日までになされたものについては、この規程によりなされたものとみなす。
- 3 公立大学法人大阪定款（令和4年4月1日施行）附則第2項の規定により存続する大阪府立大学及び大阪市立大学については、本規程を適用する。この場合において、規程第1条中「大阪公立大学」とあるのは「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」とする。

附 則（令和5年3月30日規程第76号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日規程第157号）

この規程は、令和7年3月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。